

第5章 計画の推進方法

第1節 市の率先行動

この計画を推進していくためには、市民、事業者、市が自らの役割を認識し、自主的に環境保全活動に取り組んでいくことが必要です。

市役所は、本計画に基づいて様々な環境保全施策を展開していくばかりでなく、市内の一つの事業所として、その事業活動の中で自らが率先的に環境保全活動に取り組んでいくことが必要であり、それは市民や事業者の環境保全意識の高揚にもつながります。

こうしたことから、本市は「率先行動計画」を策定し積極的な環境保全活動に取り組みます。なお、この計画は地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に規定する温室効果ガスの排出抑制のための実行計画としても位置付けます。

第2節 計画の推進体制

1. 推進体制の整備

本計画全体の進捗状況については、薩摩川内市環境審議会の意見を聴きながら推進していくとともに、市の環境保全施策や率先行動計画の総合調整と進行管理を行う庁内体制を確立していきます。

2. 計画の進行管理

本計画の実効性を高めるため、施策や事業の進捗状況を的確に把握し、本市の環境白書「薩摩川内市の環境」の中で広く公表していきます。

また、本計画の中間年次においては、それまでの取り組み状況を点検し、必要に応じて見直すこととします。

3. 市民や事業者の参画

環境保全に関する施策や事業を積極的に進めていくためには、市民や事業者の協力や自主的な活動が重要です。このためには、市民や事業者に必要な情報を積極的に提供するとともに、パブリックコメント制度などを活用し、施策や事業の計画段階において、市民や事業者の意見を広く求めます。

4. 広域的な連携

近年の環境問題は一つの自治体だけで解決できないものも多くあることから、国、県、周辺自治体、関係機関と連携を図り、積極的な意見や情報の交換に努めます。

◆本計画の推進体制

